

令和4年1月26日

「技能実習制度運用要領」の一部改正について

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）に基づく技能実習制度の運用に必要な事項を定めた「技能実習制度運用要領」について、別添のとおり必要な改正を行いましたので、公表いたします。

【運用要領本文】

【改正箇所】第4章第2節第 11 優良な実習実施者に関するもの 4行目～

改正後	現行
<p>第 1 1 優良な実習実施者に関するもの</p> <p>(略)</p> <p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の<u>点数</u>を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>加点表</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤相談・支援体制</p> <p>【最大45点】</p> <p>I、II(略)</p> <p>III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと。</p> <p><u>・基本人数枠以上の受入れ:25点</u></p> <p><u>・基本人数枠未満の受入れ:15点</u></p>	<p>第 1 1 優良な実習実施者に関するもの</p> <p>(略)</p> <p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の<u>点数(旧配点:120点満点で72点以上、新配点150点満点で90点以上)</u>を獲得した場合に、「優良」とであると判断することとされています。</p> <p><u>※ 「技能実習制度 運用要領」(令和2年4月改訂版)における配点(旧配点)では、120点満点で72点以上を獲得した場合に「優良」と判断することとされていましたが、令和2年11月の一部項目の追加及び配点の改正により、150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」と判断することとされました。なお、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。</u></p> <p>加点表</p> <p>①～④(略)</p> <p>⑤相談・支援体制</p> <p>【最大45点(新配点)】又は【最大15点(旧配点)】</p> <p>I、II(略)</p> <p>III 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと。</p> <p><u>(旧配点)</u></p> <p><u>・有:5点</u></p> <p><u>(新配点)</u></p> <p><u>・基本人数枠以上の受入れ:25点</u></p>

Ⅳ 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること

・有:10点

⑥(略)

(1)～(4)略

(5)相談・支援体制に関するもの

(中略)

○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。

ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継した実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れることでは認められません。

・基本人数枠未満の受入れ:15点

Ⅳ 技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、実習先変更支援サイトに監理団体を通じて受入れ可能人数の登録を行っていること

(新配点)

・有:10点

※ 新配点のみに設けられた加点項目です。

⑥(略)

(1)～(4)略

(5)相談・支援体制に関するもの

(中略)

○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるために当該技能実習生の受入れを行ったこと」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、技能実習計画の認定を受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。

ただし、法人である実習実施者を分割した場合において、分社により事業を承継した実習実施者が、分社前の実習実施者に在籍していた技能実習生を受け入れることでは認められません。

また、旧配点において該当有の場合は5点としていましたが、新配点においては、受入れ人数が基本人数枠以上の場合は 25

	<p><u>点、基本人数枠未満の場合は 15 点の配点となります。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。</u></p>
--	--

【改正箇所】第5章第2節第7 優良な監理団体に関するもの 5行目～

改正後	現行
<p>第7 優良な監理団体に関するもの</p> <p>(略)</p> <p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の<u>点数</u>を獲得した場合に、「優良」であると判断することとされています。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>加点表</p> <p>①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 【最大50点】 I、II (略) III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の<u>監理責任者等</u>講習受講歴 ・60%以上 : 10点 ・50%以上60%未満 : 5点 IV～VII (略) ②、③(略) ④相談・支援体制 <u>【最大45点】</u></p> <p>I (略)</p>	<p>第7 優良な監理団体に関するもの</p> <p>(略)</p> <p>○ その運用に当たっては、下記の表で6割以上の<u>点数(旧配点:120点満点で72点以上、新配点:150点満点で90点以上)</u>を獲得した場合に、「優良」であると判断することとされています。</p> <p><u>※「技能実習制度 運用要領」(令和2年4月改訂版)における配点(旧配点)では、120点満点で72点以上を獲得した場合に「優良」であると判断することとされていますが、令和2年11月の改正後の配点(新配点)では、150点満点で90点以上を獲得した場合に「優良」であると判断することとされました。なお、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。</u></p> <p>加点表</p> <p>①団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制 【最大50点】 I、II (略) III 直近過去3年以内の監理責任者以外の監理団体の職員（監査を担当する者に限る。）の講習受講歴 ・60%以上 : 10点 ・50%以上60%未満 : 5点 IV～VII (略) ②、③ (略) ④相談・支援体制 <u>【最大45点(新配点)】又は【最大15点(旧配点)】</u></p> <p>I (略)</p>

<p>Ⅱ 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。</p> <p><u>実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合</u></p> <p><u>50%以上 15点</u></p> <p><u>50%未満 10点</u></p>	<p>Ⅱ 技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。</p> <p><u>(旧配点)</u></p> <p><u>・有 : 5点</u></p> <p><u>(新配点)</u></p> <p><u>実習監理を行う実習実施者の数に対する登録した実習実施者の数の割合</u></p> <p><u>50%以上 15点</u></p> <p><u>50%未満 10点</u></p>
<p>Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと。</p> <p><u>実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合</u></p> <p><u>50%以上 25点</u></p> <p><u>50%未満 15点</u></p>	<p>Ⅲ 直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生（他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。）に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと。</p> <p><u>(旧配点)</u></p> <p><u>・有 : 5点</u></p> <p><u>(新配点)</u></p> <p><u>実習監理を行う実習実施者の数に対する受け入れた実習実施者の数の割合</u></p> <p><u>50%以上 25点</u></p> <p><u>50%未満 15点</u></p>
<p>Ⅳ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組</p> <p>(i) 入国後講習時の宿泊施設</p> <p>(ii) 実習時の宿泊施設</p> <p><u>・有 : i 5点 / ii 5点</u></p> <p>⑤(略)</p> <p>(1)～(3)略</p>	<p>Ⅳ 技能実習生の住環境の向上に向けた取組</p> <p>(i) 入国後講習時の宿泊施設</p> <p>(ii) 実習時の宿泊施設</p> <p><u>(旧配点)</u></p> <p><u>・有 : i 2点 / ii 2点</u></p> <p><u>(新配点)</u></p> <p><u>・有 : i 5点 / ii 5点</u></p> <p>⑤(略)</p> <p>(1)～(3)略</p>

(4)相談・支援体制に関するもの

(中略)

○「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。

○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、他の監理団体から技能実習生を引き受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。なお、実習監理を行う実習実施者の

(4)相談・支援体制に関するもの

(中略)

○「技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるための受入れに協力する旨の機構への登録を行っていること。」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、受入れに協力する旨の機構への登録を現に行っていることを推奨するものです。なお、実習監理を行う実習実施者のうち、機構へ登録した実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。

○「直近過去3年以内に、技能実習の継続が困難となった技能実習生(他の監理団体傘下の実習実施者で技能実習を行っていた者に限る。)に引き続き技能実習を行う機会を与えるために、当該技能実習生の受入れを行ったこと(旧制度下における受入れを含む。)」については、他の実習実施者の事業上・経営上の都合等やむを得ない事情により技能実習の継続が困難となった技能実習生に引き続き技能実習の機会を与えるため、他の監理団体から技能実習生を引き受けて技能実習を行わせることは技能実習生の保護にも資することから、これを推奨するものです。受け入れた技能実習生が1名いれば、この要件に適合します。「直近過去3年以内」とは、申請時を起点として遡った3年間を指します。なお、実習監理を行う実習実施者の

<p>うち、受け入れた実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。</p>	<p>うち、受け入れた実習実施者の割合が5割以上であるなど、割合によって一定の配点を設けています。<u>ただし、令和2年11月から令和3年10月までの間は、旧配点と新配点のいずれかを選択することが可能です。</u></p>
---	---

【技能実習計画認定
申請に係る提出書類
一覧・確認表】

【改正箇所】別紙②-1 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(企業単独型)

改正後	現行
<p>○第3号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合</p> <p>52 の留意事項</p> <p>・(略)</p> <p><u>・「相談・支援体制」については、</u></p> <p>i 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表(様式自由)(実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合)</p> <p>ii 実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。</p>	<p>○第3号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合</p> <p>52 の留意事項</p> <p>・(略)</p> <p><u>・別途、項目に応じて、提出が求められている資料(※)があります。</u></p> <p><u>※新配点を採用する場合は、</u></p> <p>i 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表(様式自由)(実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合)</p> <p>ii 実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。</p>

【改正箇所】別紙②-2 技能実習計画認定申請に係る提出書類一覧・確認表(団体監理型)

改正後	現行
<p>○第3号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合</p> <p>50の留意事項</p> <p>・(略)</p> <p><u>・「相談・支援体制」については、</u></p> <p>i 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表(様式自由)(実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合)</p> <p>ii 実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。</p>	<p>○第3号技能実習の場合又は優良要件を満たすとして人数枠を拡大しようとする場合</p> <p>50の留意事項</p> <p>・(略)</p> <p><u>・別途、項目に応じて、提出が求められている資料(※)があります。</u></p> <p><u>※新配点を採用する場合は、</u></p> <p>i 各技能実習生の氏名、国籍・地域、性別、生年月日、受入れ年月日及び実習先変更時の技能実習計画認定番号をまとめた一覧表(様式自由)(実習先変更により複数の技能実習生を受け入れた場合)</p> <p>ii 実習先変更支援サイトの登録画面の写しを添付してください。</p>

【参考様式】

【改正箇所】参考様式第 1-24 号

改正後	現行
<p>参考様式第 1-24 号(規則第8条第 24 号関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(略)</p> <p>(削除)</p>	<p>参考様式第 1-24 号(規則第8条第 24 号関係)</p> <p>(略)</p> <p>(注意)</p> <p>1～4 (略)</p> <p><u>5 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>※ 加点表の適用希望 (旧 (72/120) ・ 新 (90/150))</u></p>

【改正箇所】参考様式第2-14号

改正後	現行
<p>参考様式第2-14号(規則第27条第13号関係)</p> <p>1 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制</p> <p>I、II (略)</p> <p>III 監理団体の職員(監理責任者を除く、監査担当者)の<u>監理責任者等</u>講習受講割合 $\frac{\text{講習受講者名}}{\text{職員名}} \times 100 = \text{\%}$ (略)</p> <p>4 相談・支援体制</p> <p>I (略)</p> <p>II <u>実習先変更支援</u>ポータルサイトへ登録した実習実施者 実習実施者 ÷ 実習監理を行う</p> <p>III (略)</p> <p>IV〔小計の計上方法〕 「4 相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は45点となる。そのため、「I」から「IV」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、45点と記入すること。</p> <p>(注意) 1～3 (略) (削除)</p> <p>(略) (削除)</p>	<p>参考様式第2-14号(規則第27条第13号関係)</p> <p>1 団体監理型技能実習の実施状況の監査その他の業務を行う体制</p> <p>I、II (略)</p> <p>III 監理団体の職員(監理責任者を除く、監査担当者)の講習受講割合 $\frac{\text{講習受講者名}}{\text{職員名}} \times 100 = \text{\%}$ (略)</p> <p>4 相談・支援体制</p> <p>I (略)</p> <p>II <u>実習先変更支援のポータルサイトへの登録 (<input type="checkbox"/>有 ・ <input type="checkbox"/>無)</u> ポータルサイトへ登録した実習実施者 実習実施者 ÷ 実習監理を行う</p> <p>III (略)</p> <p>IV〔小計の計上方法〕 「4 相談・支援体制」の項目で加点できる最大点数は、<u>新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点</u>となる。そのため、「I」から「IV」までの各欄の合計が本項目の最大点数を超える場合であっても、<u>新配点の場合は45点、旧配点の場合は15点</u>と記入すること。</p> <p>(注意) 1～3 (略) <u>4 旧加点表と新加点表のいずれを適用するか、下記※に記載のいずれかを選択すること。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>※ 加点表の適用希望 (<input type="checkbox"/> 旧 (72/120) ・ <input type="checkbox"/> 新 (90/150))</u></p>